

| 件名  | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 企画総務部<br>総務法制室 |
|---|----------------------------|----------------|
| <p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>行政不服審査制度における公正性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大の観点から全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」といいます。）が平成28年4月1日から施行されます。</p> <p>これに伴い、改正が必要となる関係条例について、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>第1条関係</p> <p>亀山市情報公開条例の一部改正</p> <p>(1) 亀山市情報公開条例に基づく公文書の公開決定等に対する審査請求については、学識経験を有する者により構成される附属機関である亀山市情報公開審査会において審査を行うことから、法に規定する審理員制度を適用しないこととします。 &lt;新第18条の2関係&gt;</p> <p>(2) 不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、用語の改正等の整備を行います。</p> <p style="text-align: right;">&lt;第19条から第22条まで関係&gt;</p> <p>第2条関係</p> <p>亀山市個人情報保護条例の一部改正</p> <p>(1) 亀山市個人情報公開条例に基づく自己情報の開示決定等に対する審査請求については、学識経験を有する者により構成される附属機関である亀山市個人情報保護審査会において審査を行うことから、法に規定する審理員制度を適用しないこととします。 &lt;第23条関係&gt;</p> <p>(2) 不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、用語の改正等の整備を行います。</p> <p style="text-align: right;">&lt;第23条及び第24条関係&gt;</p> |                            |                |

### 第3条関係

#### 亀山市職員給与条例の一部改正

改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）を引用する条項について、相当する法の条項を引用するよう改めます。 <第46条関係>

### 第4条関係

#### 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正

改正前の行政不服審査法を引用する条項について、相当する法の条項を引用するよう改めます。 <第18条関係>

### 第5条関係

#### 亀山市税条例の一部改正

不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、「不服申立て」を「審査請求」に改めます。

<第7条関係>

### 第6条関係

#### 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、「異議申立て」を「審査請求」に改めます。

<第32条関係>

### 第7条関係

#### 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、「不服申立て」を「審査請求」に改めます。

<第5条関係>

### 第8条関係

#### 亀山市行政手續条例の一部改正

不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、「審査請求、異議申立てその他の不服申立て」を「審査請求その他の不服申立て」に改めます。 <第3条関係>

### 3 その他

- ( 1 ) 施行日は、平成 2 8 年 4 月 1 日とします。
- ( 2 ) 第 7 条の「 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」について、この条例の施行日前になされた処分に係る不服申立てに関する報告については、なお従前の例によつてする経過措置を設けます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第6号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

( 亀山市情報公開条例の一部改正 )

第1条 亀山市情報公開条例(平成17年亀山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

( 審理員による審理手続に関する規定の適用除外 )

第18条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条第1項各号列記以外の部分中「公開決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「するとき。」を「する場合」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第19条第4項中「又は決定」を削り、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第22条第1項中「不服申立ての」を「審査請求について」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第6項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（亀山市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

#### 第4章 審査請求

第23条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て等（以下「不服申立て」という。）」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定、裁決等」を「裁決」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29

条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第17条第1項の決定又は第14条第1項の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第24条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「、不服申立人」を「、審査請求人」に改める。

( 亀山市職員給与条例の一部改正 )

第3条 亀山市職員給与条例(平成17年亀山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

( 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正 )

第4条 亀山市職員退職手当支給条例(平成17年亀山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

( 亀山市税条例の一部改正 )

第5条 亀山市税条例(平成17年亀山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

( 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 )

第6条 亀山市消防団員等公務災害補償条例(平成17年亀山市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第32条(見出しを含む。)中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

( 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 )

第7条 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年亀山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

( 亀山市行政手続条例の一部改正 )

第 8 条 亀山市行政手続条例 ( 平成 1 9 年亀山市条例第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 0 号中「、異議申立て」を削る。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置 )

2 第 7 条の規定による改正後の亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、この条例の施行の日前になされた処分に係る不服申立てに関する報告については、なお従前の例による。